

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務に関するプロポーザルの質問への回答

No	資料名	ページ	質問	回答
1	仕様書	1	付与したポイントが船橋市以外で使用されても問題ないでしょうか。	付与したポイントの使用先を船橋市内に限定することは、システム上困難と認識しており、市外でも使用できることとして問題ありません。 なお、本事業は市内消費を喚起することを目的としているので、付与したポイントの使用先を市内に限定する提案の場合は、評価項目「その他提案」が高評価となります。
2	仕様書	1	対象店舗を〇〇グループに限定してもよいでしょうか。	対象店舗を限定する提案は可能ですが、評価基準にある「市内の多くの店舗で利用できるキャッシュレス決済サービスであるか」の観点からは望ましいと言えないため、評価項目「市内加盟店数」が低評価となります。
3	プロポーザル実施要領	3	7. 評価方法 (1) 評価基準 各評価項目は全国規模か船橋市に限定するかご教示お願い致します。(ユーザー数等)	「ユーザー数」については、当該キャッシュレス決済サービスを使える船橋市民がどの程度いるかを明示してください。 「市内加盟店数」については、市内の加盟店数(キャンペーンの対象となる店舗数)を明示してください。 全国規模のデータ等については、評価委員が評価基準に基づいて採点するにあたり、参加事業者が必要と判断したものであれば、提案書に記載いただいて問題ありません。
4	プロポーザル実施要領	3	7. 評価方法 (2) 点数の算出方法 受託候補者は1社のみの認識でよろしいでしょうか。	受託候補者は1社となります。
5	仕様書	3	4. 2回目のキャンペーン 2回目実施を想定した提案をしたほうがよろしいでしょうか。 (提案限度額等)	2回目のキャンペーンは、実施するか未定のため、実施を前提とした提案とはしないでください。実施する場合は、仕様書に記載したとおりのスケジュールを想定しておりますので、必ず対応できるようにしてください。 また見積書(様式3)は、1回目のキャンペーンに係る経費で作成するものとし、2回目のキャンペーンに係る経費を含めないでください。 なお、実施する場合のシミュレーションなどを、提案書に盛り込むことは参加事業者の任意とします。
6	仕様書	1	3. 業務内容 (1) ポイント付与 ポイント付与のタイミングですが2月末のポイント付与でも可能でしょうか。(クレジット決済締め日の関係)	令和4年3月末日までにポイント付与を完了し、実績報告書を提出できれば可とします。 なお、2回目のキャンペーンを実施する場合も同様となり、令和4年4月1日以降のポイント付与分は、支払いの対象外となりますので、ご注意ください。